

第 49 回日米財界人会議
共同声明（仮訳）
2012 年 11 月 9 日 東京

日米の経済連携は 60 年にわたり、アジア太平洋地域の平和と繁栄の礎としての役割を果たしてきた。この重要な地域において、経済面と安全保障面の継続的安定の土台である日米の経済連携を維持するには、米国と日本の強力な経済成長の回復が不可欠である。このような認識と、財政・通貨政策の選択肢が限られる中で両国経済を成長させるにはビジネスの拡大に頼らざるをえないという現状も踏まえ、米日経済協議会ならびに日米経済協議会（以下、「両協議会」と称する）のメンバーは、第 49 回日米財界人会議の全体テーマを「民主導の経済成長への復帰を目指して」とした。

1. 日本と米国の経済

日本経済の優先課題

激化する世界的競争の中で、日本企業は六重苦に直面している。(1)円高による輸出への悪影響 (2) 企業の投資と雇用を阻害する重い法人税と社会保険料負担 (3) 主要な貿易相手国との自由貿易協定 (FTA) / 経済連携協定 (EPA) 交渉の停滞 (4) 多様な雇用形態を妨げる硬直的な労働規制 (5) 日本企業の重荷となる厳しい環境規制 (6) 大幅な電力供給不足によるコスト増と不確実性の高まり。

日本経済の成長を阻むこうした制約を克服するには、明確で広範な戦略と、具体的な政策が必要である。日本の公的債務残高が増え続けている現状を考慮すると、日本政府の新たな景気刺激策の導入には限界がある。これを踏まえて、両協議会は以下に詳しく記すように、貿易自由化、減税、労働市場の柔軟性向上、消費者と環境の安全を損なうことなくコストとコンプライアンスの負荷を軽減するような規制緩和を行い、安全で安価なエネルギー供給の

確保を実現できるような改革を通じて、民主導の活動を制約から解放することを主な戦略とすべきであると考え。

米国経済の優先課題

住宅価格は安定の兆候を示し、消費者は耐久・非耐久品の購入を増やしているものの、米国経済は依然として、著しい逆風を受けている。主要な輸出市場の成長鈍化、国内の政策の不確実性と規制のハードル、継続する企業と消費者双方の過剰債務の調整などである。米財政状況をめぐり論争も決着がつかず、短期的に深刻な不確実性を生むと同時に、実現性のある長期的な解決策の必要性も高まっている。両協議会は米政府に対し、財政赤字と国全体の債務削減を実現するためのバランスの取れた持続可能な長期戦略を明確に示し、「財政の崖」を回避すべく、断固として早急に問題に取り組むよう強く求める。

日本と同様に、米国の財政・金融政策にも、追加刺激策または金融緩和策を実施できる範囲を制限する深刻な制約がある。このため両協議会は米政府に対し、後述するように、貿易自由化、企業向け減税と規制緩和、環境に配慮した国内エネルギー源の開発などの施策を通じて、民間部門の拡大を促進するような改革の実現に向けて、決定的かつ早急な行動をするよう強く求める。

2. アジア太平洋地域における日米の経済関係および協力

両協議会は、アジア太平洋地域が世界経済の成長センターであり、同地域内で日米企業が自由に貿易と投資を行えることが、日米経済の成長に不可欠であると認識している。従って、両協議会は、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の設立を長期目標として、ルールに基づく高水準の経済枠組を同地域で確立するために、日米両国は主導的役割を果たすことができ、また、果たすべきであると考え。

この目標の実現に向けて、現在進められている最高水準の地域貿易交渉である環太平洋経済連携協定（TPP）に日本が参加することが不可欠である。両協議会は、日本の TPP への参加が日米両国にとって、戦略的な経済的利益につながると考える。そして、日本が現在 TPP 交渉に参加している国と同様に高水準で包括的な範囲、野心的なスケジュールを十分に理解、約束し、可能な限り早急に TPP 交渉に参加することを強く支持する。

日本の TPP への参加は、TPP 加盟国との双方向の貿易を増やし、日本企業の運営経費を削減し、日本の消費者物価を引き下げ、そして、海外からの直接投資の拡大に道を開くことにより、日本の経済成長を促進する。TPP の結果、米国から日本への輸出が拡大すれば、米国企業と米国経済全体も恩恵を受ける。日米の経済関係の強化は、重大な局面での全般的な結びつきを確実に強固にし、よって、地域の安定確保につながる。

こうしたコミットメントを促進するために、両協議会は日米両政府に対し、両政府の事前協議において、日本の TPP 交渉参加に関して合意が得られるよう、最大限に努力することを後押しする。さらに、両協議会は、TPP の条件と要件に関する誤解を正すべく、両国の国民および政治指導者に TPP の条件と利点に関する正確な情報を提供することによって、上記プロセスを支援するための努力を継続することを約束する。

他の貿易に関する取組みにおいては、両協議会は、世界貿易機関（WTO）の下で多国間ルールを制定する手段として、情報技術協定（ITA）の対象となる製品および加盟国を拡大するため、日米が協力していくことを強く支持する。

APEC における協力は、日米がともに、互恵的な取組みを推進するために協

力しあう大きな機会を提供し続けている。特に、両協議会は、先の APEC における、環境物品・サービス（EGS）および EGS の技術革新にかかる関税撤廃と関税率の引き下げに関する合意について、日米両政府の力強いリーダーシップを支持し、高く評価する。

環境に配慮した製品をグローバルに普及させるため、環境に優しい製品であるということが認識された製品の幅を広げることが必要である。LED や蓄電池など、スマートグリッドに不可欠なものについては、とりわけその認識を広めることが必要である。

両協議会は、日米が二国間の枠組みを超えて、イノベーションと商業的に持続可能な技術の普及を促進する強い知的財産制度を支持・促進することによって、両国経済を強化することができるということに合意する。日米両国は、WTO の貿易関連知的所有権協定を支持してきた。また、両国とも同じように、強い知的財産保護を行ってきた。第三国および多国籍の組織において、これらの保護を進めることは、日米にとって共通の目標である。したがって、両協議会は、日本と米国の企業、大学および政府の研究への投資を保護するために、知的財産に関する日米の協力を深化させることを両国政府に要請する。両協議会は、この目的を支持するため、日本と米国の企業によるワーキンググループを発足させ、知的財産分野に関する日米の協力を促すよう両国政府に働きかける。

3. エネルギーと日米協力

東日本大震災および福島第一原子力発電所事故の影響により、日本では、電力のコストと安定供給に対する不透明感が非常に高まっている。こうした状況から、エネルギーを経済性ある価格で安定的に供給することが、日本の経済成長戦略にとって極めて重要な柱である。これは、国内の産業や雇用を維持・拡大するためのみならず、日本で事業活動を行う外国企業に魅力ある

事業環境を提供するためにも、不可欠である。このため両協議会は日本政府に対しできる限り早急に政策の方向性を明確にするよう強く求める。

両協議会は日本政府に対し、多様で費用対効果が高く現実的なエネルギーミックスを目指すよう促す。こうしたエネルギーミックスは、短期的な経済成長だけでなく長期的な成長をも支えるものとなる。そのためには以下の実現が肝要である。

- 現在から将来にわたる産業・家庭の電力需要を満たすために十分な水準の原子力発電の維持
- 福島第一原子力発電所事故の教訓を生かした安全性向上も含む原子力発電技術の開発の推進
- 米国からの液化天然ガス（LNG）輸入をはじめとする火力発電のための資源調達に関する持続可能な戦略の採用
- 再生可能エネルギーに関する技術開発の促進

これらの分野においては、日米両国が大きな協力ができる可能性が極めて高い。両協議会は、両国政府に対して、エネルギー分野での協力拡大を両国経済関係の最優先課題の一つと位置付け、今後官民を挙げてこの課題に取り組むよう要請する。両協議会は、この目的を支持するため、日本と米国の企業によるワーキンググループを発足させ、米国からの液化天然ガス（LNG）の日本への輸出を支持するよう両国政府に働きかける。

4. 金融サービス

マクロ経済の健全性と金融システムの安定性は緊密な連関性を有しているだけに、2008年の金融危機から数年しか経過していない中で、昨今の世界経済の不確実性の高まりは、国際金融システムの安定性を脅かしかねない。両協議会は、日米政府が国際金融システムの強化と世界経済の持続的な成長促

進のために適切な政策を遂行する、と確信している。さらに、両国政府が G20 や金融安定理事会（FSB）、その他の国際的な基準設定機関を通じて、正当に選ばれたリーダーの透明性と説明責任を確保しつつ、世界経済が力強く持続的で、かつバランスよく成長するための経済ガバナンスの枠組み強化のために尽力することを、両協議会は要請する。

マクロ経済の分野では、日米両国は長期的に持続不可能で、大規模かつ膨張する財政不均衡という課題に直面している。両協議会は、両国政府に対し、財政規律と財政健全化に向けて具体的に行動することを要請する。こうした行動は、国際金融システムのより一層の安定化につながる。

両協議会は、国際金融システムの強化に向けた金融規制の諸施策を支持する。しかしながら、両協議会は、資本市場を含めた金融市場での現状の国際金融規制改革によって、意図せざる影響が生じる可能性を懸念しており、それは成長を促進させる金融セクターの能力を阻害しかねない。また、両協議会は、両政府が新たな国内金融規制を検討し実施する際には、金融機関や市場参加者に不要な負担を強いたり、新たな規制アービトラージが生じないように、配慮すべきだと主張する。さらに、両協議会は、2009年のピッツバーグサミットの精神に謳われているように、域外適用や規制にあたっての条件に矛盾が生じないように規制の調和を図るべきだ、と引き続き要請する。だからこそ、新たな規制の策定及び導入に際しては、両政府の規制当局者が金融業界との対話を深め市場参加者の見方を考慮する動きを、両協議会は歓迎する。

加えて、米国保険業界の州別規制を現代化し、米国の再保険規制をグローバル・ベスト・プラクティスに適合させる更なる取組みを引き続き歓迎する。日本の郵政金融会社については、同社が提供する商品の範囲を拡大するかどうかの決定が行われる前に、民間金融機関と平等な競争条件が確保されることが重要であると両協議会は確信している。

5. ヘルスケアイノベーション

研究開発指向型の医薬品・医療機器・診断薬産業は、一貫して日米両国における経済成長と高賃金の雇用を生み出す重要な役割を担ってきた。これらの産業は、患者さんへのケアや医療効果とヘルスケア・システムの効率改善により、日米両国に真の経済的価値をもたらしている。これらの分野での競争力を維持しさらに強化することは景気回復には必須であるが、さらに重要なことは、日米両国の人々の健康と福祉の改善に不可欠だということである。したがって、両協議会は、ヘルスケア部門のイノベーションを培い、命を救い健康を促進する医療製品への迅速な承認に向けた政策を日米政府が追及することを要望する。

ヘルスケア製品の承認をスピードアップするために、両協議会は医薬品、ワクチン、医療機器と診断薬のラグ短縮に向けた、日本の継続的な進歩を歓迎し、2012年のPDUFAとMDUFAの再承認により米国の規制プロセスが改善されることを期待する。両協議会は日本の薬事法改正を進める厚生労働省との密接な連携を評価し、改正が日本の医療機器と診断薬企業の規制上の負担軽減につながることを期待する。

イノベーションの推進のために、先端的な製品や治療法を日米両国の患者に導入するための企業努力を促す政策を両協議会はサポートする。その例としては医薬品の価格維持のために日本政府が導入した試行的価格制度がある。また両協議会は、日本の外国平均価格による再算定制度（医療機器）や市場拡大再算定制度（医薬品）、米国の医療機器税のような政策を、日米政府が取り下げることが強く要請する。これらはイノベーションを阻み医薬品・医療機器企業の雇用を創出し経済成長を促す能力を損なうものである。

また、両協議会は、新たな成長に向けたポテンシャルを持つヘルスケア IT

を支持する。ヘルスケア IT は、医療費を最適化しつつ、ヘルスケアの効率を改善し、また、適切なプライバシー規則に基づいた個人医療を提供するものであり、それらはすべて結果的に、患者にとってより良い結果につながるものである。この点を踏まえて、両協議会は、在宅医療や緊急治療に活用することのできる電子カルテや遠隔医療等のヘルスケア IT の重要な要素を明確に示した、日本の医療イノベーション 5 年戦略を支持する。

6. 災害管理と ICT

2011 年 3 月 11 日に日本の東北地方を襲った地震と津波、そして、アジア太平洋地域では洪水、台風やハリケーンが甚大な被害をもたらすことも多く、この地域が自然災害のもたらす影響に対していかに脆弱であるかを浮き彫りにしている。こうした自然災害は経済にも重大な影響を及ぼしかねないため、両協議会は、国内外での各種災害リスクの軽減や災害に強い町づくりに向けた日米合同の官民連携した取り組みの重要性を再度強調する。

以下の課題は、災害管理と、日米がより強い社会を構築するために協力することのできる ICT の役割におけるいくつかの重要な要素である。

- 災害後の物資やサービス提供の重要性を認識し、サプライチェーン全体を対象とした事業継続計画（BCP）の活用を推進し、円滑に進めること。
- 災害予測の精度向上や自然災害時にも通信網を確保できるよう、災害に強い情報通信技術のネットワーク基盤を構築すること。
- 災害時に重大なデータを喪失することなしに、政府や企業に関連したデータを回復できるよう、クラウドを基盤とした管理システムを構築すること。
- ビックデータの利用の一例として、自然災害発生時の自動車の交通情報データを活用することは、救助隊やボランティア団体などが効率

的に通行可能なルートを提供することに役立つ。

7. ビジネス環境の向上

法人税の引き下げ

日米両国は主要国・地域の中で最も法人税の法定税率が高いことを鑑み、両協議会は、両国政府が財政・経済政策全般に関する協議の中で、法人税率の引き下げを検討していることを歓迎する。法人税率の大幅な軽減は日米両国のビジネス環境の向上をもたらし、ひいては投資、経済生産、雇用の拡大につながるものであるため、両協議会は、日米両国における法人税の大幅減税を支持する。

消費者救済制度

両協議会は日米両政府に対し、日本で現在検討されている消費者「集団訴訟」案のように企業や投資家が担う法的責任に影響を及ぼしかねない重大な新制度については、企業に不当な費用負担や不確実性をもたらし、結果的にビジネス環境や日本経済に悪影響を及ぼすといった意図せぬ帰結を防ぐため、決定前に徹底的な費用対効果分析を行い、利害関係者の意見に十分耳を傾けるよう要請する。特に、そうした制度は、遡及適用がなされず、共通性に関する明確な基準が設定され、既存の行政権限を超えないようなものとすることが重要である。